

横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では横浜市消費生活条例第16条に基づき、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。現在約1,350人の消費生活推進員の方が、地域で熱心に活動していらっしゃいますが、令和3年3月の任期満了に伴い令和3・4年度の消費生活推進員を募集します。

自分のために、誰かのために、地域のために…仲間と一緒に活動しませんか？



(C) YUKI ISHII

消費者被害
が増大して
ます！！

電子マネーなど
キャッシュレス
時代を反映した
被害

複雑化する
商品や
サービス

高齢者被害
の増加

手口が
巧妙化する
悪質業者

消費生活推進員は

このような活動を行っています

買い物をして料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。「消費生活」は人の暮らしそのものですが、実は身近なことなのに理解できていないことも…。消費者トラブルを未然に防ぎ、地域の皆さんの安全でより良い「消費生活」をサポートすることを目的として、お住まいの地区ごとに、区ごとに活動をしています。

- ◆ 研修会で知識を身につける
市や区役所で開催する研修や講座で、消費生活の知識や悪質商法の手口を、分かりやすく無料で学びます。
- ◆ 悪質商法未然防止など啓発講座を開く
高齢者のための給食会や、PTAなどの集まりで紙芝居やビデオ講座をひらきます。
- ◆ 地域の高齢者などの見守り
地域の高齢者の見守り活動などに参加して、消費生活情報を伝えます。
- ◆ 情報発信・広報活動
地区の活動や消費生活の情報を、地域・区のイベントへの参加や情報紙を発行してお知らせします。
- ◆ 環境にやさしい取組、事業者との意見交換
環境配慮の学習会、施設見学、商店街・生産農家などと意見交換をして知識を深め情報を伝えます。



消費生活推進員のハマ子さん

<p>ある日</p> <p>ご近所の一人暮らしのおばあちゃん、最近大きな荷物がよく届くわ。でも…声をかけるのは面識がないし。民生委員さんに相談してみようかしら。</p> <p>①</p>	<p>数日後</p> <p>この間連絡をくれたおばあちゃん、つぎつぎにお布団が届いて困っていたの。あなたに教えてもらった消費生活総合センターを案内したら、相談して解決することができましたよ。</p> <p>② 民生委員さん</p>
<p>そうだ！</p> <p>来月、町内会の茶話会で、悪質商法の手口や被害に遭わないためのポイントについて、啓発講座をさせてもらおうかしら。</p> <p>③</p>	<p>後日談</p> <p>啓発講座をやって私も消費者トラブルに遭わない知恵がついたわ。地域活動が健康寿命を延ばすともいうし…お仲間もできて、とても楽しくなってきたわ！</p> <p>④</p>

消費生活推進員の皆様の活動は、消費者被害に気付くための出前講座の実施や、被害で困っている高齢者を消費生活総合センターにつないでいただくなど、消費者被害防止にとっても有効です。

経済局消費経済課
☎045-671-2584

令和3・4年度横浜市消費生活推進員 募集要領

■募集対象 令和3年4月1日現在、20歳以上で「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

■応募方法 令和3年2月26日(金)までに右の応募用紙に必要事項記入の上、下記の応募先へ郵送またはファックスによりご送付下さい。磯子区役所地域振興課へ直接お持ち下さっても結構です。

※応募できない方 平成7年度以降に通算3期消費生活推進員に委嘱された方は応募できません。(なお、平成5・6年度以前の委嘱は算入しません。)
ご不明な点は磯子区地域振興課へお問い合わせ下さい。

■活動内容 [地区活動]

- ①原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として活動します。
- ②地区内の地元自治会・町内会等と協力して、消費生活に関する知識・情報の地域への普及・啓発(消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座の開催や地域の高齢者などの見守り)、消費者と事業者の交流促進などを行います。

[その他]

消費生活推進員相互の情報交換、区及び市が実施する研修への参加、区及び市との連携による講演会、発表活動等の実施などを行います。

■任期 令和3年4月から令和5年3月まで

■委嘱 令和3年3月下旬にご本人あてにご案内します。

■個人情報について ご記入いただいた個人情報は、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和1・2年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますのでご了承ください。それ以外の目的外利用はいたしません。

積極的なご応募をお待ちしています。

応募先及び問い合わせ先

磯子区地域振興課 消費生活推進員募集担当

〒235-0016 磯子区磯子3-5-1

電話 750-2397 FAX 750-2534

Eメールアドレス is-chishin@city.yokohama.jp